

堺地教振第2184-2号  
令和7年2月7日

堺市自治連合協議会  
校区代表者様

教育委員会事務局  
地域教育支援部長

学校施設開放事業の熱中症事故防止の徹底について

皆様方におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

また、平素は、本市教育行政にご協力賜りありがとうございます。

さて、当課が所管しています学校施設開放事業では、暑さ指数31℃以上の場合、原則として運動を中止するルールとしていますが、このルールを守っていただけない利用団体がございます。

市民の生命と健康を守ることを第一に、安全かつ継続的に事業を行うための方策が必要であることから、来年度以降、別紙のとおり利用団体に対する段階的な措置により、熱中症事故防止の取組を進めていく予定ですので、ご理解ご協力のほど、よろしく申し上げます。

(問合せ先) 堺市教育委員会事務局 地域教育支援部 地域教育振興課

(担当 北野、木村)

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL (072) 228-7490 (直通)

FAX (072) 228-7009

## 学校施設開放事業の熱中症事故防止に向けた対策について

## 【現状】

- 学校施設開放事業においては、暑さ指数 31℃以上の場合、原則として運動は中止するルールとしているが、ルールを守っていただけない利用団体がある。
- 複数の学校施設開放運営委員会から、暑さ指数 31℃以上でも活動を行っている利用団体があり、指導しても従わないとの報告を受けた。

## 【課題】

- 市民の生命と健康を守ることを第一に、安全かつ継続的に事業を行うための方策が必要。

## 【対応】

- 令和 7 年度は以下の「第 1 段階」の措置を実施。
- 各年度の状況を確認し、改善が見られない場合は、「第 2 段階」「第 3 段階」と段階的に措置を進める。

**第 1 段階（令和 7 年度）**

- ・「利用団体登録申請書兼学校施設使用許可申請書」の利用団体の「確認事項」に『利用者の活動上の安全を確保する義務及び責任は利用団体にあることを認識し、熱中症その他の事故の発生予防、事故発生時の対応マニュアルの作成、保険への加入等の必要な措置をとります。』との事項を追記し、責任の所在を利用団体に認識していただく。

**第 2 段階（令和 8 年度）**

- ・第 1 段階実施後、暑さ指数 31℃以上で運動を止めない団体が少数でもある場合は、次の措置を実施。
- ・暑さ指数 31℃以上で利用した場合、利用団体は利用報告書に利用内容を記入し、月毎に報告することを新たに義務付ける。
- ・報告内容を確認し、不適切な場合、当該利用団体に市から指導、注意を実施する。
- ・指導、注意に従わない利用団体には使用許可を取り消す。（使用許可申請は年度ごとに一括して行われているため、当該年度の許可を取消。次年度申請時には、ルールを遵守する旨を確認の上審査を実施）

**第 3 段階（令和 12 年度以降）**

- ・第 2 段階の措置を複数年（3 年）実施するも、複数の新規利用団体がルールを守らないなど、個別の団体への措置では利用者の生命と健康を保障できないと判断した場合、全小中学校で、7～8 月の使用を全面禁止。

## 【今後のスケジュール】

- ・ 令和 7 年 2 月・・・運営委員長向け令和 7 年度事業説明会で上記対応を説明（次頁の通知 参照）
- ・ 令和 7 年 3 月・・・運営委員会から各利用団体に周知

利用団体のみなさまへ

堺市教育委員会事務局  
地 域 教 育 振 興 課 長

学校施設開放事業の熱中症事故防止にむけて

利用団体のみなさまには、日頃、学校施設開放事業の運営にご理解、協力いただきありがとうございます。

当課は、学校施設開放事業に関し、学校施設を適正に管理する責務を担っており、その一環として熱中症事故防止の注意喚起をしていますが、本年、不適切な使用をしている利用団体があるとの声が後を絶ちませんでした。

みなさまも理解されている通り、万一、活動上事故が発生した場合、その責任は利用団体が負うこととなります。加えて事業そのものの継続自体を検討する必要が生じます。

ついでに、施設の適正な使用をより徹底し、利用者の生命と健康を守るため、令和 7 年度は以下の「第 1 段階」の措置を実施し、各年度中の状況を確認し改善が見られない場合は、「第 2 段階」「第 3 段階」と段階的に措置を進めますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いします。

**第 1 段階(令和 7 年度)：学校施設開放事業利用団体登録申請書兼学校施設使用許可申請書の「確認事項」に赤枠の項目を追加します。必ず新様式で申請してください。**

確 認 事 項	申請に当たっては、次の内容をご確認の上、□にレを記入してください。←
	<input type="checkbox"/> 利用に当たっては、堺市立学校の施設開放に関する規則等の法令及び教育長、運営委員会、管理指導員又は校長の指示を遵守し、節度をもって施設を使用します。←
	<input type="checkbox"/> 秩序又は風俗を乱す行為や施設等を破損する等の行為を行いません。←
	<input type="checkbox"/> 施設の使用は、堺市暴力団排除条例に基づく暴力団の利益となる活動に該当しません。←
	<input type="checkbox"/> 利用者の活動上の安全を確保する義務及び責任は利用団体にあることを認識し、熱中症その他の事故の発生予防、事故発生時の対応マニュアルの作成、保険への加入等の必要な措置をとります。
<input type="checkbox"/> 上記各事項に反することが判明した場合は、登録を承認されず、又は登録を取り消されても異議はありません。←	



暑さ指数 31℃以上で運動を止めない団体が少数でもある場合

**第 2 段階(令和 8 年度)：**暑さ指数 31℃以上で利用した場合、利用団体は利用報告書に利用内容を記入し、月毎に報告することを新たに義務付けます。報告内容を確認し、不適切な場合、当該利用団体に市から指導、注意を実施します。指導、注意に従わない利用団体には使用許可を取り消します。(使用許可申請は年度ごとに一括して行われているため、当該年度の許可を取消。次年度申請時には、ルールを順守する旨を確認の上審査します。)



複数の新規利用団体がルールを守らないなど、個別の団体への措置では改善しない場合

**第 3 段階(令和 12 年度以降)：**全小中学校で、7~8 月の使用を全面禁止します。

**<活動前に暑さ指数を確認し、適正な使用をお願いします！>**

毎年 6～9 月は暑さ指数 31℃以上となる日が多くなる時期ですので、活動の前に必ず WBGT 測定器（暑さ指数計）や環境省「熱中症予防情報サイト堺（大阪）の WBGT の数値を確認し、利用者の熱中症事故の予防等について取り組んでください。本市ホームページに「堺市学校施設開放事業における暑さ指数（WBGT）を活用した運動等の制限について」を掲載しています。学校施設の適正な使用にご協力ください。



環境省熱中症予防情報サイトはこちら

暑さ指数（WBGT）	学校施設開放事業における活動内容
WBGT 測定器（暑さ指数計）や環境省「熱中症予防情報サイト 堺（大阪）」において <u>31（℃）以上</u>	・ <u>運動は中止</u> ・ <u>参加者の健康観察を行い、その上で</u> <u>中止を含め、活動時間や活動内容の</u> <u>変更を行う</u>

<お問合せ>

堺市教育委員会事務局 地域教育支援部  
地域教育振興課

支援係 担当：木村、古賀、近藤

TEL 072-228-7920 FAX 072-228-7009